

計画を着実にすすめる推進体制

この計画でめざしている「男女平等参画社会」を実現するためには、行政はもとより、市民、事業者相互のパートナーシップに基づいた積極的な取り組みが必要です。そしてそれら取り組みを促進するためには女性センターなどの学習や活動の拠点について、整備が求められています。

行政においては、男女平等参画にかかわるあらゆる施策が市の多くの部門や政策分野に渡り、すべての市職員にかかわりがあることから、全庁的な取り組みができる環境づくりをすすめていくことが必要です。

また、計画の実効性を高めていくためには、常に市民ニーズや社会情勢の把握を行いつつ、適宜、その内容を評価・見直していくことが重要となります。

性差別のない、男女平等参画社会の実現をめざすためには、市民と行政の協働のもと、あらゆる市民が満足感や達成感、充実感をもって学習や活動を行える拠点が必要です。

人権尊重の理念を深く社会に根付かせ、男女平等参画社会をめざす拠点の整備をすすめます。

施策

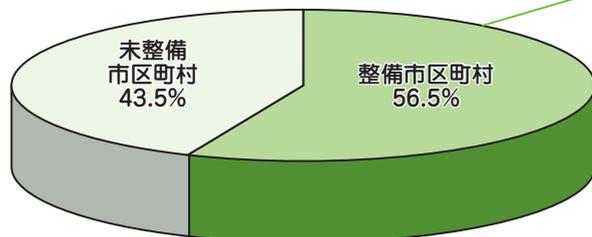
(1) (仮称) 女性センターの整備

施策	施策の内容
(仮称) 女性センターの整備	「女性センター検討小委員会」で提案されたセンター機能や事業構想の具体化に向け、検討をすすめます。 また、施設の設定検討にあたっては、老若男女の市民が集える環境を備えた施設づくりをすすめます。

■進む女性センターの整備

—東京都の自治体の半数以上で整備済み。

東京都の市区町村における女性センターの整備状況



千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区
墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区
渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区
板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区
立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭島市 調布市
町田市 日野市 国分寺市 清瀬市 東久留米市
多摩市

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（平成15年8月）より作成
平成15年4月1日現在値

計画をより着実に実施していくためには、関係各部課の連携が必須であり、組織横断的な推進体制や担当部署の調整機能の強化が不可欠です。また、推進の拠点となるセンターや計画の推進を法的に裏付ける条例のあり方について検討を行い、行政だけではなく、市民、事業者、市が連携し協働していくことが重要です。

施策

- (1) 横断的推進組織の確立
- (2) 男女平等推進担当部署の調整機能強化
- (3) 国・都・NPO等関係機関との連携促進
- (4) 男女平等推進条例の検討
- (5) 苦情処理機関設置の検討

施策	施策の内容
横断的推進組織の確立	全庁あげての推進を担保するために、男女平等参画行動計画推進委員会を継続・発展させ、市長（助役）を長とし、各部の部長を構成員とする横断的推進組織を確立します。
男女平等推進担当部署の調整機能強化	各部署にかかわる男女平等参画施策を推進・調整するため、担当部署の調整機能を一層強化していきます。
国・都・NPO等関係機関との連携促進	法整備や規制など、一自治体では取り組みが困難な施策については、市区町村や関連機関と連携し、国や都に働きかけをしていきます。
男女平等推進条例の検討	男女平等参画社会の実現に向けて施策を積極的に展開していくために、そのよりどころとなる条例の検討を行います。
苦情処理機関設置の検討	男女平等参画社会の形成を阻害する人権侵害などの相談に、適切・迅速に対応するための窓口や、第三者機関も視野に入れた苦情処理委員会など、苦情処理機関設置の検討をすすめます。 なお、設置にあたっては、男女平等推進条例に位置付けます。

男女平等参画にかかわる各種の施策をすすめていくにあたっては、市職員一人ひとりが男女平等の意識をもち、実践することが重要です。

また、市役所は市内の一事業所として、市内企業の模範となるよう取り組む必要があります。職員が十分にその能力を発揮するよう、人材の育成や環境の整備に努め、管理的立場への意欲的参画を促進します。

施策

- (1) 職員の男女平等に関する理解促進
- (2) 市発行物における男女平等の徹底
- (3) 管理的立場における女性職員の参画促進

■ 1割に満たない事務系女性管理職

一職員全体での男女別構成比を下回る。

市職員における男女構成比と管理職男女割合

	(%)	
事務系職員 (703人)	525人 (74.7%)	178人 (25.3%)
うち管理職 (98人)	92人 (93.9%)	6人 (6.1%)
福祉系職員 (275人)	18人 (6.5%)	257人 (93.5%)
うち管理職 (11人)	2人 (18.2%)	9人 (81.8%)

■男性 □女性

西東京市：平成15年10月現在

施策	施策の内容
職員の男女平等に関する理解促進	男女平等に関する職員意識・実態調査を行い、実態の把握に努めるとともに、男女平等に関する職員研修の実施や、庁内掲示板等の活用による情報発信などを行い、理解の促進を図ります。
市発行物における男女平等の徹底	市報や各課で作成する情報誌・ポスター等における表現において、男女平等の視点が徹底されるよう、ガイドラインを作成・配布します。
管理的立場における女性職員の参画促進	経験や能力の向上をめざした研修を実施し、管理的立場にふさわしい人材の育成に努めます。 また、意欲をもって職員が積極的に管理職試験を受験するよう環境を整えます。

17

計画の進行管理

策定した計画が市民ニーズを反映しながら、着実に実行されているかを把握するために、計画で定めた目標に対する進捗状況を評価することが必要です。

また、社会環境の変化に応じた見直しや改善が図られるよう、市民の声を反映させるためのしくみをつくる必要があります。

施策

(1) 市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理

施策	施策の内容
市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理	より積極的な取り組みをすすめるために、恒常的な市民参画の組織である西東京市男女平等参画推進委員会を充実させ、毎年の各事業の進捗状況を評価し、提言を行います。 また、定期的に広くより多くの市民の声を聞く場をもつよう努めます。